四十七　ふき　〇・〇〇〇八三
四十八　みつば　〇・〇〇〇八三
四十九　しゅんぎく　〇・〇〇〇八三
五十　みずな　〇・〇〇〇八三
五十一　セルリー　〇・〇〇〇八三
五十二　アスパラガス　〇・〇〇〇二八
五十三　カリフラワー　〇・〇〇〇四三
五十四　ブロッコリー　〇・〇〇〇四三
五十五　レタス　〇・〇〇〇三〇
五十六　ねぎ　〇・〇〇〇二八
五十七　にら　〇・〇〇〇二八
五十八　たまねぎ　〇・〇〇〇一九
五十九　にんにく　〇・〇〇〇二八
六十　きゅうり　〇・〇〇〇六三
六十一　かぼちゃ　〇・〇〇〇六三
六十二　なす　〇・〇〇〇六三
六十三　トマト　〇・〇〇〇六三
六十四　ピーマン　〇・〇〇〇六三
六十五　さやいんげん　〇・〇〇〇一六
六十六　さやえんどう　〇・〇〇〇一六
六十七　そらまめ　〇・〇〇〇一六
六十八　えだまめ　〇・〇〇〇一六
六十九　しょうが　〇・〇〇〇五〇
七十　いちご　〇・〇〇〇六三
七十一　メロン　〇・〇〇〇六三
七十二　すいか　〇・〇〇〇六三
七十三　さとうきび　〇・〇〇〇八六
七十四　てんさい　〇・〇〇〇二四

13　令別表第九の七の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇九七とする。

14　令別表第九の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める植物性の物は、別表第八の第二欄に掲げる植物性の物とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる植物性の物の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

六十三　青刈りえん麦　〇・〇〇三三
六十四　青刈りらい麦　〇・〇〇二三
六十五　青刈りの麦（前二号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇三一
六十六　いぐさ　〇・〇〇二五

（新設）

11　令別表第九の七の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める植物性の物は、別表第八の第二欄に掲げる植物性の物とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる植物性の物の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

15　令別表第九の九の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　木くず（一般廃棄物であるものに限る。）　〇・〇〇〇〇一五

二　一般廃棄物（前号に掲げるものを除く。）又は産業廃棄物　〇・〇〇〇二七

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

16　令別表第九の一〇の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第十の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

（新設）

12　令別表第九の八の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇四三とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇〇〇一六とする。

13　令別表第九の八の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法は、別表第十の第二欄に掲げるし尿の処理方法とする。

14　令別表第九の八の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿処理施設は、し尿処理施設で別表第十一の一の項に掲げるし尿処理施設以外のものとする。

15　令別表第九の八の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、別表第十の第二欄に掲げるし尿の処理方法の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

16　令別表第九の八の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十一の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

17　令別表第九の九の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第十二の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。